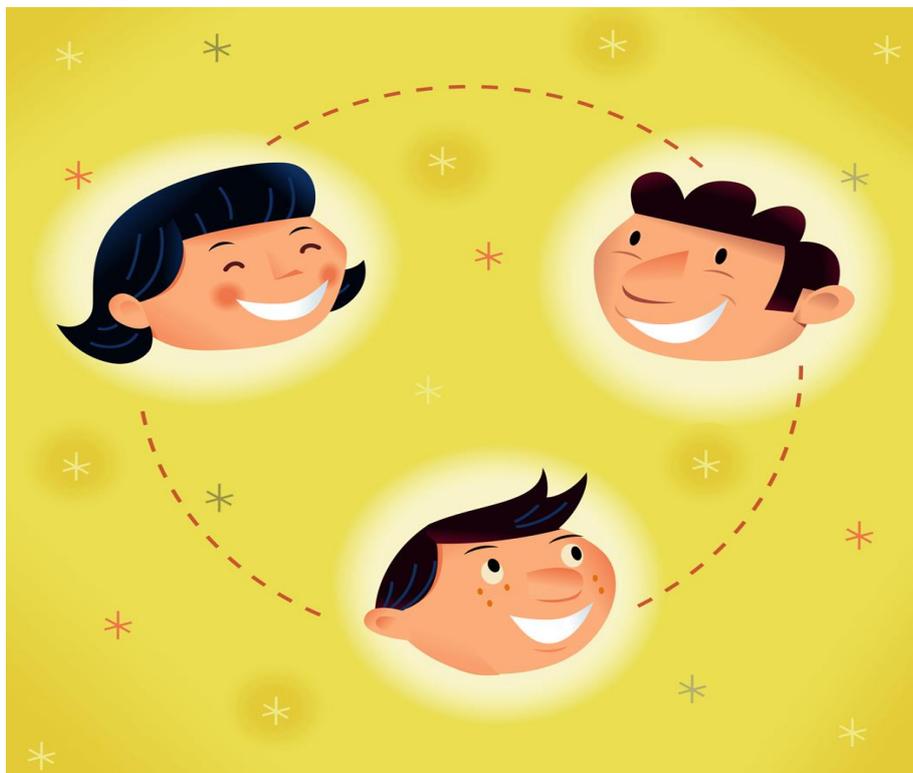


いたばしくしゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ
板橋区手話通訳者・要約筆記者
はけんじぎょう
派遣事業のしおり



いたばしくじぎょういたくさき
【板橋区事業委託先】

しゃかいふくしほうじん とうきょうちょうかくしょうがいしゃふくしじぎょうきょうかい
(社会福祉法人) 東京聴覚障害者福祉事業協会

とうきょうしゅわつうやくとうはけん
東京手話通訳等派遣センター

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業について

板橋区では、聴覚障がい者及び言語機能障がい者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等の福祉の向上を図っています。

この事業は板橋区が東京手話通訳等派遣センターに委託し、実施しています。

※手話通訳者・要約筆記者には「守秘義務」がありますので、個人の情報が他に漏れることはありません。

※手話通訳者・要約筆記者の指名はできません。希望があれば考慮します。

※要約筆記者の派遣は①ノートテイク（手書き・パソコン）、②全体投影（手書き・パソコン）のいずれかの方法となります。依頼の際にご希望をお知らせください。

費用は？

派遣の費用は無料です。

利用制限はあるの？

手話通訳は一人または一団体ごとに1か月14時間以内、または3か月間で42時間以内です。要約筆記は1か月12時間、3か月36時間以内です。

※医療機関や介護保険、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の申請・調査に関する派遣は上記の限りではありません。

※営業活動、政治活動、宗教活動に関わるものには派遣することができません。

派遣の申込み

板橋区にお住まいの聴覚障がい又は言語機能障がいのある方、聴覚障害者団体等も手話通訳者と要約筆記者の派遣事業をご利用になれます。

<受付時間>

月～金	9時～19時	※12時～13時も受付しています。
土	9時～17時	
日・祝	お休みです。	

■FAX・メールは24時間受信しますが、職員が対応する時間帯は上記となります。

日曜、祝日も派遣できますので、早めに派遣センターに連絡してください。

緊急の場合（夜間・日曜・祝日）は、知り合いの手話通訳者に連絡してください。終了後、「受理票」等にサインをお願いします。

ご利用になる際は、日時が決まったらすぐに
東京手話通訳等派遣センターへFAXかメール等で
連絡してください。

＜板橋区手話通訳者派遣担当＞

TEL/FAX 3358-6991

メール itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

＜東京手話通訳等派遣センター＞

手話通訳者・要約筆記者派遣担当＞

FAX 3354-6868

TEL 3352-3335

メール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp (手話通訳者)

メール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp (要約筆記者)

- ① あなたの^{なまえ}名前
- ② あなたの^{じゅうしょ}住所
- ③ あなたのFAX番号^{ばんごう}
- ④ ^{きぼう}希望
 - ・板橋^{いたばし}の手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}
 - ・派遣センター^{はけん}の手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}
 - ・要約筆記者^{ようやくひつきしゃ}
- ⑤ ^い行く^ひ日
- ⑥ ^あ会う^{じかん}時間 (通訳時間^{つうやくじかん})
- ⑦ ^{はけんばしよ}派遣場所 (どこで)
^い行く^{ばしよ}場所、^{じゅうしょ}住所^{きにゆう}を記入
- ⑧ ^あ会う^{ばしよ}場所 (待ち合わせ^{まあ})
- ⑨ ^{ないよう}内容 (何をしますか?)^{なに}
- ⑩ ^{ほか}その他 (配慮^{はいりょ}してほしいことなど)

※^{けいたい}携帯^{れんらく}メールでの^{ねが}連絡についての^{ねが}お願い

・^{けいたい}携帯電話の^{メール}メールで^{もうしこ}申込みをする^{ばあい}場合は、^{はけん}派遣センターから^{けいたい}携帯電話の^{メール}メールに^{へんしん}返信を
します。

・^{けいたい}携帯電話の^{メール}メールで^{もうしこ}申込みをする^{さい}際は、^{ほんぶん}本文に^{かなら}必ず^{しめい}氏名を^{にゆうりよく}入力してください。

・^{めいわく}迷惑^{たいさくとう}メール対策等で、「^{していじゅしん}アドレス指定受信」・「^{していじゅしん}ドメイン指定受信」・「^{メールフィルター}メールフィルター」
等の^{メール}メール拒否^{きよひ}設定^{せってい}を行っている^{おこな}と^{じゅしん}受信できない^{ばあい}場合がありますので、^{ちゆうい}ご注意ください。

^{メール}メール拒否^{きよひ}設定^{せってい}をしている^{ばあい}場合は、「^{していじゅしん}アドレス指定受信」もしくは、「^{していじゅしん}ドメイン指定受信」
の^{せってい}設定^{おこな}を行ってください。

・^{ふめい}ご不明^{てん}な点は、^{けいたい}携帯電話^{かくしゃ}各社の^{てんぽう}店舗等^{かくにん}にご^{かくにん}確認^{かくにん}ください。

あんないず
＜案内図＞

じゅうしょ とうきょうとしんじゅくしんじゅく だい
住所 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5F



- * JR・京王線・小田急線「新宿」駅東口または南口から徒歩12分
- * 東京メトロ丸の内線「新宿御苑前」駅1・3番出口から徒歩3分
- * 東京メトロ丸の内線・副都心線、都営新宿線「新宿三丁目」駅C8出口から徒歩5分
- * 西武新宿線「西武新宿」駅から徒歩12分

いけん うけつけ
＜ご意見の受付について＞

しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけんじぎょう
手話通訳者・要約筆記者派遣事業についてのご意見は下記へお願いいたします。

いたばしく ふくし ぶしょう せいさくか
・板橋区福祉部障がい政策課
(事業担当課)

F A X 03-3579-4159
でん わ
電 話 03-3579-2361

とうきょうしゅわつうやくとうはけん
・東京手話通訳等派遣センター
(板橋区手話通訳派遣担当)

F A X/でん わ 03-3358-6991
メール itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

いたばしくちやうかくしやうがいしやきやうかい
・板橋区聴覚障害者協会
(事務局)

F A X 03-3963-8677